

## 全員協議会次第

令和7年10月21日  
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)  
小林事務局長

2. 挨拶  
細谷議長

3. 協議事項  
1) 韓国河東郡との友好都市協定について

4. 報告事項  
1) 総務常任委員会  
2) 議会広報広聴常任委員会  
3) 議会運営委員会

5. その他

6. 閉 会 (12:04)  
桃園副議長

令和7年10月21日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二  
議員 光下重之  
議員 細田三恵  
議員 牛丸藍子  
議員 増田磨美  
議員 長野真寿美  
議員 内藤美佐子  
議長 細谷光弘

議員 吉村美津子  
議員 池上義典  
議員 小松伸介  
議員 菊地浩二  
議員 本名洋  
議員 林善美  
副議長 桃園典子

欠席議員

なし

説明者

秘書広報室長 高橋成夫

秘書広報室副室長 富田篤

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 小林豊明  
事務局書記 山田亜矢子

事務局長 小林忠之  
事務局書記 長島久美

---

◎開会の宣告

- 事務局長（小林豊明君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。  
(午前 9時30分)
- 

◎開会の挨拶

- 事務局長（小林豊明君） 開会に当たりまして、細谷議長よりご挨拶をお願いいたします。  
○議長（細谷光弘君） 皆さん、おはようございます。定例の全員協議会ということで早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今朝も5時前にちょっと起きたのですが、外は本当に真っ暗で、だんだん日の出も遅くなって、いよいよ秋の到来を実感しておるところでございます。こうした時期は体調を崩す方も増えますので、皆様どうかご自愛いただければと思います。

先週土曜日に行われました地域連携避難訓練では、ご参加の皆様、大変ご苦勞さまでございました。本部では、災害用電話を用いて、東京電力パワーグリッド志木支店や東入間医師会への連絡を行い、諸情報班、その他の連絡事項につきましては、e l g a n aを使って連絡をしておりました。映像等はユーチューブを使ってドローンからの映像等を流しておりました。いざというときに、このとおり円滑に対応できるかというのは非常に難しいところがございますので、日頃からの訓練の重要性を改めて感じたところでございます。

また、本日は総理大臣指名選挙が行われる予定でございます。もし女性の総理大臣が誕生すれば、日本の歴史上初となる可能性があります。そうした節目の日になるかもしれないという日でございます。そうした中、昨日なのですが、10月4日に開催されました「学校に行かない子どもたちが見ている世界」というテーマで講演いただきました西野先生のセミナーに昨日、私たち4人で行ってまいりました。不登校の児童は、昨年小中学校で35万人、また子供の自死は、小・中・高合わせますと、昨年で529人に上るというお話でございます。私たち議会としても本当に真剣に考えていかなければならない問題だというふうに感じました。

また、さらに金曜日にありました「「こんにちは」から始まる国際交流」というお話の中で、三芳町にお住まいの外国人の方が現在1,110人いらっしゃるということで、急激に増加している中、こうした状況への対応というのも今後重要な課題であるというふうに感じております。

そういったことで、本日も皆様、慎重な審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

- 事務局長（小林豊明君） ありがとうございます。
- 

◎韓国河東郡との友好都市協定について

- 事務局長（小林豊明君） それでは、協議事項に移りたいと思ひます。

進行につきましては、細谷議長、よろしくお願ひいたします。

- 議長（細谷光弘君） それでは、協議事項1番に入らせていただきます。

韓国河東郡との友好都市協定につきまして、秘書広報室長でよろしいですか、説明は。

よろしくお願ひいたします。

- 秘書広報室長（高橋成夫君） おはようございます。秘書広報室です。貴重なお時間いただき、ありがと

うございます。本日は、韓国河東郡との友好都市協定の締結、協定書の内容等についてご説明のほうをさせていただきたいと思っております。私、秘書広報室長の高橋と副室長の富田のほうを説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、友好都市協定の前に資料1で、オーストラリアのクイーンズランド州教育省、こちらは12日に生徒20名、中学生20名と随行者、町長も出発しまして、明日夕方、こちらのほうの成田のほうに到着予定でございます。その辺、団長でありました町長のほうが早めに、16日にこちらのほうに帰国しておりましたので、そのときの協定等の締結関係と写真等を撮って報告させていただきたいと思っております。着座にて失礼いたします。

すみません。資料1、写真等を掲載させていただいております。まず、12日に出発して、翌日の朝、ブリスベンの空港のほうに到着して、まずもうすぐにホスト校でありますブリスベン・サウス・ステート・セカンドグリー・カレッジ、こちらのほうに、学校のほうに向かいました。そのときの向こうの校長先生との写真が左側でございます。右側が生徒と、あとバディ、向こうの子供たちに1人ずつバディがつけました。その全体写真のほうを掲載させていただきました。

その翌日に、団長としまして、ブリスベンの在ブリスベン日本国総領事館、こちらのほうを表敬訪問しております。石川総領事とお会いして、力強い言葉をいただいたということで、ご報告がございました。それが左下の写真でございます。

右下の写真が14日、その午後にクイーンズランド州教育省と、その教育省にて「教育分野における協力協定」のほうを締結したところでございます。クイーンズランド教育省の戦略政策・体外関係担当次官補のロビン・オールブリー氏と調印のほうを行った次第でございます。

以上が団長として町長が16日に帰国するまでの間行った報告でございます。

すみません。お時間いただきまして、この報告させていただきました。

それでは、すみません。引き続き資料2の河東郡との友好都市協定の締結の関係について、副室長の富田のほうから説明させていただきます。

○議長（細谷光弘君） 副室長、富田さん。

○秘書広報室副室長（富田 篤君） 皆さん、おはようございます。富田です。それでは、資料の2、韓国河東郡との友好都市協定の締結についてということでご説明させていただきます。

資料2につきましては、9月8日の全員協議会でご説明させていただいた資料から抜粋させていただいております（1）から（4）までにつきましては、9月8日に説明した内容と同様となっております。（1）で三芳町と韓国河東郡の交流の経緯、（2）で河東郡からの提案及び協議経過、（3）で協議結果、（4）で韓国河東郡との友好都市協定締結についてということで資料に掲載しております。

それで、（5）になります。今回、イタリア・ローマで開催されます2025年G I A H S 認定証授与式のサイドイベントとして、10月30日、友好都市協定締結式を開催するということで現在進めているところでございます。

続いて、実際の協定書について説明させていただきます。まず、ごめんなさい。訂正なのですが、日本語の協定書（案）のところで、右側、表題の右側に慶尚南道河東郡という文言が一部抜けておりましたので、訂正したものが再掲載しております。

それでは、協定書を読み上げます。

日本国埼玉県三芳町と大韓民国慶尚南道河東郡との友好都市関係締結協定書

日本国三芳町と大韓民国河東郡は、日韓両国国民の理解と友好を促進し、両地域の友好協力を強化・発展させるために、相互協議を通じて友好都市の締結に合意する。

1. 両都市は、相互尊重と信頼に基づいた交流と協力を継続的に推進することにより、共通の繁栄と持続可能な発展を追求する。
2. 両都市は、互惠平等の原則を基礎とし、両国の法令の範囲内で、行政・文化・教育・観光・芸術・経済・科学技術・農漁業など多様な分野における交流と協力を通じて、共通の繁栄を促進する。
3. 両都市は、世界重要農業遺産の保全管理に関する政策、保全協議会の活動、モニタリング、学術研究の分野において相互の交流と協力を通じて、G I A H S の価値を普及・拡大する。
4. 両都市は、常時連絡体制を維持し、相互の交流協力事業および共通の関心事項について協議し、重点的な交流事項を具体化し、実現する。
5. 本協定書は、日本語および韓国語により各2通作成し、両都市がそれぞれ1通を保管し、署名の日から効力を有する。

2025年10月30日

林 伊佐雄

日本国

埼玉県

三芳町長

河 勝 喆

大韓民国

慶尚南道

河東郡守

以上が協定書の案となっております。河東郡のほうから、こちらの協定書（案）が届きまして、内容を両方で詰めまして、この内容であれば協定の締結ということで今、進めておるところです。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） ありがとうございます。

それで説明は全部終わりですか。

秘書広報室長。

○秘書広報室長（高橋成夫君） すみません。資料4に関しては、こちらはハングル語で掲載した同じ内容のものでございます。これちょっと説明のほうを省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） ありがとうございます。

それでは、今、説明のあった件につきまして、ご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。おはようございます。

オーストラリアで今、様子を見させてもらいましたけれども、何かあくまでも町長の自分のPR的なものばかりみたいに見えるのですけれども、これ児童生徒、町民にはどういったことが影響してくるのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（高橋成夫君） お答えいたします。

団長として町長、随行しました。予定より、明日子供たちは帰ってくるのですが、それよりちょっと早く公務の関係等あって、こちらのほうに戻ってきたところでございます。大事な学校訪問の校長の挨拶、あと総領事館、あと協定関係、全部団長として、町長として公務をこなしたということで、子供たちの明日帰国して、またこの報告等に関しては、12月20日にはほかの事業と一緒に合同で中央公民館で発表、子供たちの感想等、成果等を発表する予定であります。あくまでこれは帰国した町長の公務のご報告でございます。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 今まで生徒がオランダへ行ったり、マレーシアへ行ったり、私、個人的には2つともよい国だと思っておりますけれども、全然優先順位が違う。今、物価高だし、こういった優先順位が全く違うと思うから、私は反対をしていますけれども、実際にそういったオランダ、マレーシア、そしてオーストラリアへ行って、どこが生徒たちに生かされているのか、全く分かりません。やっぱり今回のマレーシアの病気の件とかありますし、やっぱり今後自粛していくべきだと思うのです。

それから、もう一つ、その河東郡のほうの1から4項目ありますけれども、これも内容的にはとてもいいことだと思いますけれども、実際にこういった国際交流でこれだけ4項目を挙げているということは、相当やっぱり中身を深くしていかなければできないことだと思うのですけれども、今まで以上にここにもまた力を入れていくと、そういうことになるのですよね。

○議長（細谷光弘君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（高橋成夫君） 高橋です。

吉村議員からいつもこういったご指摘等をいただいております。国際交流、ちょっと費用的なものもかさむ部分、これはもうこの前も町長もご説明しました、これ以上福祉とかにも当然力、予算も使っていく。ただ、将来の河東郡で言えば日韓関係等、過去に暗い歴史もございましたが、こういった子供たちの国際交流、リーダー的育成のためにも、これは町としても非常に重要な事業だと考えております。当然予算も伴いますので、その辺をしっかりと配分考えながら、未来の、将来の子供たちのためにこの辺は進めていきたいという担当課としての意見でございます。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

私は、国際交流は一切やめてもらいたいと思っておりますけれども、優先順位が全く違うので。それでこの1から4項目というのは、かなり具体的になっているので、これを私が質問したのは、具体的に進めていくということで、今後もここに力を入れていくという、そういうことなのか、その辺具体的にどこまでやっていくのか、この4項目、かなり難しいと思うのですよね、よほど突っ込んでやらないと。その辺どう考えているのか、お伺いします。

○議長（細谷光弘君） 秘書広報室副室長。

○秘書広報室副室長（富田 篤君） 富田です。お答えいたします。

こちらの協定書の中にもある程度具体的な内容は記載されておりますが、この協定に基づいた実際の双方の事業につきましては、今後先方と協議しながら、どのような事業を行っていくかというのは検討していくような形になると思います。現時点で何をやるというのはまだ決まっていない状況でございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） これで最後にしますけれども、実際にここにまた費やす費用が出てくるわけなので、オーストラリア、マレーシア、それからオランダ、今までやってきたところ、そういったことは一切もうやめて、ここに集中するのか、その辺はどうなのか、お伺いします。最後に室長にお伺いします。

○議長（細谷光弘君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（高橋成夫君） 高橋です。お答えいたします。

国際交流を町として進めてきております。全部どこにだけとか限らず、あくまで予算の要求でご審議いただくことですので、しっかりうちのほうもその辺の費用等を含めながら、国際交流は進めていきたいと思っておりますので、その辺は費用に関してはご審議いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。ご説明ありがとうございました。

私は、ちょっと気になったのが、オーストラリアのクイーンズランド州教育省との協定なのですが、この教育分野における協力協定というのが、ここに協定書が載っていませんよね。まだそれを私たちは見せてもらってなかったように思うのですが、中身とても気になるのです。というのは、オーストラリアって、外貨獲得のための教育産業というのをやっぱり進めている国なので、中身はしっかり見ていかないといけないかなと思うのですが、この協定書の中身ってどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（高橋成夫君） 高橋です。

以前協定書を全員協議会のほうでお示したかと思うのです。案のままだったかと思いますが、それと内容的には同じものでございます。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 前、示されたとおりのことなのですね、中身は変わっていないということで。具体的な事業等については、何か詰められることがあるのでしょうか。例えば相互に訪問するだとか、三芳町の子供たちがそのオーストラリアの教育に関わるのか、それとも向こうからも以前のように、スマート中学校か、みたいに来られるようになるのか、相互の交流があるのかどうかは、どんなふうになっていますでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（高橋成夫君） 高橋です。お答えします。

来年度のこれから事業等を詰めていく段階でございますが、担当課としてはうちだけではなくて、相互交流、こういったことを考えております。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） あともう一点、韓国との友好都市協定03—03の4番目なのですけれども、項目が5項目ありますけれども、4項目めがちょっと内容があまりよく分からなくて、両都市が常時連絡体制を維持するということで、職員の相互訪問だとか、そういうこともこれから起きてくるというふうを考えてよろしいのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 秘書広報室副室長。

○秘書広報室副室長（富田 篤君） 富田です。お答えいたします。

常時連絡体制を維持しという部分につきましては、お互いの両都市地域で事務局的なところが設置されると思うのですが、そこでの連絡体制を維持するといった意味になります。今後、河東郡とも交流していく中で、職員が行くケースもある可能性がありますし、逆に5月に河東郡が来町したときのように、河東郡の職員が中学生、農業者と一緒に来るという可能性もあるかと思えます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 今後、友好都市として交流することについては、反対するものではないです。大変友好的な交流事業になるかなというふうにも思います。何人か職員の方がいらっしゃったときに、本当に近い国なのだけでも、言葉が全く通じないというところがありまして、職員の中に韓国語を話す職員をこれからやはりそろえていかなければいけないのかな。もしこれをずっと進めるのであれば、そういうことも必要なのかなというふうに思うのですけれども、そんなところは考えておられるのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（高橋成夫君） 高橋です。お答えいたします。

やはり今後交流するに当たって、言葉というのはすごい大事だからと思います。今のところそういったアプリ等を使いながらやっているところがございますが、いずれはこういう今年協定を結ぶに当たっても、そういった職員が少しでも英語だけではなく、こういった韓国語等もしゃべれるようなスキルを身につけていければなと思っております。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

光下議員。

○議員（光下重之君） 光下です。説明ありがとうございました。

今までも出た議論の延長なのですけれども、職員体制と言ったらちょっと大げさなのですけれども、どう対応していくのかということについて伺いたいのですけれども、今のところ、13か14ぐらいある秘書広報室の事務分掌の中の一つとして、国際交流とこの姉妹都市の業務が入っているわけです。それで、先ほどの説明のように、相互交流だということで、これからどんどん仲よくやり取りをしましょうという話になると、全部秘書広報室がいろんな業務の中の一つとしてやっていられないと、新たな係を設けるか、課を設けるといのは大げさでしょうけれども、職員体制を専門で強化しないといけなくなるのではないのと。しかも交流の相手は教育もあれば、農業もあるとか、いろんな観光の問題もあるとかということになるわけですから、

そうなるこれはまた大きな新たな費用が生ずるということになると思うのですが、その辺の見通しの答えとしてはどうなのでしょう。

○議長（細谷光弘君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（高橋成夫君） 高橋です。お答えいたします。

今現在の秘書広報室が中心はなっておりますが、各課に教育分野とか、観光分野に関してご協力、連携を取りながら国際交流を進めているところもございます。事務分掌の中の一つに国際交流に関することと秘書室の項目で載っているところがございますが、今現在、機構改革、機構の関係をいろいろ町のほうでも考えているところがございますので、ただ、その事務分掌だけではなくて、やはりその辺はしっかり強化していかなくてはいけないかなというところもございます。今、連携を取りながらやっているところがございますが、その連携を維持しながら、ある程度体制は整えていくかなと考えております。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） 光下議員。

○議員（光下重之君） そうなりますと、先ほど来議論が出ていますけれども、住民の要求との関わりでいって、別のものにそれでは力を入れてほしいではないかというような意見だっただけで当然ながら出てくるわけです。その辺のバランスといいますか、それはよく考えなければいけないと思うのです。その辺はいかがでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（高橋成夫君） 高橋です。お答えします。

町でやはり多々いろんな事業等を行っております。当然住民の方のあくまで本当に幸せというか、幸福のためにいろんな事業を進めているところがございます。国際交流というものに力を入れるところもございますが、その辺は全体的なこれから来年の予算の要求等審議もございますが、全体のバランスをかけて、それは町長もしっかり認識して進めているところと考えております。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

協定締結までのスピードが非常に早いと思うのですが、学生の声、アンケートを取ったときに、非常に好意的であったのですが、住民の方、特に高齢な方の住民理解というのが追いついていないという心配があるのですが、よその自治体でもほかの国とホームタウン構想を驚異的に進めたことで、かえって硬直的な反応を招いたという、そういったこともありました。特に韓国とは歴史的な背景もありますので、一層丁寧な進め方がこれまでの海外交流よりも求められると思うのですが、そういったことで住民理解を先に理解を得られるような進め方というのは、町としてはどう考えているか、お伺いいたします。

○議長（細谷光弘君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（高橋成夫君） 高橋です。お答えいたします。

まちづくり懇話会等でも町長が丁寧にご説明しているところもございます。その辺は当然丁寧に説明して、町の事業というのは進めていかなくてはならないと思っております。なかなかちょっと先の協定が間近に迫

っているところで申し訳ないのですが、この辺はしっかり進めるに当たっては、住民にしっかり集中してご理解いただきながら進めていきたいと丁寧に思っております。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

長野議員。

○議員（長野真寿美君） 長野です。ご説明ありがとうございます。

3番の両都市は世界重要農業遺産の保全管理ということになっておりまして、この世界農業遺産に関しましては、三芳町だけではなく、川越、所沢も巻き込んでいますが、こちらの三芳町と河東郡との提携について今後所沢市とか、川越市さん等も巻き込んでいながら、この協定が進んでいくのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 秘書広報室副室長。

○秘書広報室副室長（富田 篤君） 富田です。お答えいたします。

今回、前回の全員協議会でもご説明させていただいたのと、こちらの経緯も書いてありますが、当初はこちらの地域、川越、所沢、ふじみ野、三芳町、その世界農業遺産の認定地域と河東郡ということで協定という案もあったのですが、三芳町以外のところにつきましては、今回は見送るというような形で、三芳町が単独で協定を結ぶことについては異論はないということで、今回の協定締結につながるような形になります。

今後、河東郡につきましては、もちろん世界農業遺産認定地域になっておりますので、農業分野での交流につきましては、もちろんその農業遺産の地域、こちら武蔵野の落ち葉堆肥農法の協議会での事業も発生してくるかと思えます。今後はその先方といろいろ事業を検討、構築していく中で、町で単独で行うものなのか、そういった協議会事業として行うものなのかというのは両方で詰めていく必要があるというふうを考えております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） それでは、1番の協議事項につきましては、閉じさせていただきます。

皆様ありがとうございました。

---

#### ◎総務常任委員会

○議長（細谷光弘君） それでは、協議事項が終了いたしましたので、続きまして報告事項、4番のほうに移らせていただきたいと思います。

まず、1番の総務常任委員会ということで、久保委員長、よろしくお願いします。

○総務常任委員長（久保健二君） 皆さん、お疲れさまです。総務常任委員会より2点かな、ご報告がございますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目なのですが、先日もお話ししたかと思うのですがけれども、まず9月定例会におきまして避難訓練のほうを行いました。その後、当委員会で検証、課題等の検証を協議いたしましたので、その結果、進行表のほうを見直しをさせていただきましたので、まず本日のモアノートのほうに進行表の見直したものを

掲載させていただいておりますので、御覧になっていただければと思います。04—01になります。一応この赤字になっているところが今回見直しをさせていただいて、追加もしくは修正をさせていただいた部分になります。

まず、議長の行動といたしまして、下のほうに下りていただきまして、避難開始から今まで同様、「散会いたします」という掛け声とともに、ただいまの出席人数というのを報告していただくという文言をここに入れさせていただきました。

それと、次の議員の行動のところなのですけれども、「議場入り口前に誘導し」というところまで一緒なのですが、これ委員のほうから1列だとかかなり長い列になるということから、2列に整列させたほうがより避難がスムーズに行われるのではないかとということで、ここに「2列に整列させ」ということをお伝えさせていただきました。今まで、その下、こちらは避難開始からのところがこれ議員の行動なのですけれども、「担当者が傍聴者を整列誘導する」だったのですけれども、その間に「整列したまま誘導する」というところを、これは列が乱れるというところを懸念しまして、このような文言入れさせていただくことにいたしました。

一応見直した点は以上となります。また、これは会派のほうで今回進行表を今、報告させていただきましたけれども、また何かご意見があれば、また委員会のほうで協議させていただきますので、よろしくお願ひできればと思います。

次に、すみません。どうしましょう。ここで質問等があれですか、お受けしたほうがよろしいですか。

では、まずすみません。今、避難訓練進行表のほうをご説明させていただいたのですが、何かご質問等あれば、ここで伺いいたします。

○議長（細谷光弘君） 質問ございますか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ありがとうございます。

先ほどの最初のご説明いただいたその避難開始後の議長の行動で、「会議の成立を認めます」というところが追加されたということなのですけれども、これはやはり議場に半数いるかどうかの確認ということで要は入ったということでよろしいのですか。

○総務常任委員長（久保健二君） はい、そうですね。今回たまたまなののですけれども……

○議長（細谷光弘君） 指名するまで。

○総務常任委員長（久保健二君） ごめんなさい。すみません。

○議長（細谷光弘君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。すみません。ありがとうございます。

今回たまたまなのですが、避難訓練時に議長が不在になって、副議長が在籍をしていただいたというところで、そうしたらたまたま議場の中が会議が成立しない人数になってしまったというところで、その確認というのをきちんとするために、一応この人数の確認というのを報告させていただくということになりました。

○議長（細谷光弘君） ほかに今の点についてご質問。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今と同じところで、会議の途中でこれは必要なかというところで、どうなのです。会議が始まる朝、例えば朝でももう会議成立認めているのですよね。例えばいろいろ途中でいなくなったときには、議長が外にいるとか、そういった議員を中に促すとか、そういうのはあると思うのですけれども、途中でまた会議の成立を言うということ自体の必要性というのはどうなのかなと思うのですけれども。

○議長（細谷光弘君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

一応その必要性というところまでは正直なところ協議というのはまだ進められていないのですけれども、ただ、やはりその定足数に達していないまま進行してしまう。もし万が一ですけれども、人数がいなしのというところを避けるために、一応協議の上で、このような文言を入れたほうがいいのかという意見が委員の方から出たので、今回は入れさせてはいただきましたけれども、ただ、そういったご意見も先ほど申し上げたとおり、もしご意見があれば、またいろいろと皆さんからお聞きできればなというふうには思っております。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

たまたま今回偶然私も会議のほうに出ていましたので、そういったことが起こったわけなので、実質外にいる人というのは、人数にやっぱり入らないから、もし足りないということになったまま進めると、やっぱりおかしいことになるのかなと思うので、どうなのでしょう。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

そもそも足りないまま進んでしまうのはおかしいということが前提なので、それがあってはならないので、あえて途中で言う必要はどうかかなと思っているだけなのですけれども。

○議長（細谷光弘君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） そうですね。ただ、朝、例えばですけれども、会議が成立する人数が議場において、例えば早退だとか、体調が悪くなって帰られた方とかいる場合も想定して、今回はたまたま公務で議長がいらっしやらなかったというところなのですけれども、ただ、やはり今回菊地議員でしたっけ、気づいてくれたのが。たしか避難訓練で。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（久保健二君） そうですね。残っている人数が誰かが気づいたから今回よかったのですけれども、気づかない場合、その一旦中断だとか、そういうのが成立しないことをそのまま進めちゃうということをやはり懸念しまして、それを避けるために一応このような、今回は入れさせていただきました。ただ、必要ないという意見もあるのかなと、あった場合には、やはりそこはまた委員会のほうで協議したいと思います。

○議長（細谷光弘君） 逆にその少なくなっていることが分かった場合の対応というのは何か考えていらっしやいますか。

久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） そうですね。久保です。

そこはやはり今回対応したのと同じような形になるのかなというふうに思います。それはやはり外にいる人をやはり1回中に入れて、一応その会議が成立する人数にそろえた上で対応していただければなというふうには考えております。

○議長（細谷光弘君） ほかに何かございますか。

ここについては、まだ委員会のほうで話し合う余地があるのか、そこら辺についてはどうでしょうね。  
久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

一応これ修正をして、今回避難訓練を、これ毎回なのですけれども、避難訓練をするたびにやはり課題というのが見つかっていまして、今回は今回の9月の定例会時において、見えた課題というのを各委員に出していただいた結果、このような修正というのをさせていただいておりますが、ただ、今ここで報告をさせていただいて、ここをこうしたほうが良いというご意見もちろんあると思いますので、あった場合には会派を通じてまた次回の委員会等でそのようなご意見いただければ、また協議させていただこうかなというふうには思っております。

○議長（細谷光弘君） ほかにこの件については皆さん、大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） それでは、もう一つのほうを久保委員長、お願いします。

○総務常任委員長（久保健二君） すみません。続いて、2点目になりますけれども、04-02を御覧になっていただければと思います。

こちらは、三芳町の議会災害時行動マニュアルなのですけれども、あれ事務局、何年でしたっけ。平成二十……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（久保健二君） 前のこれ、行動マニュアルは。何年だっけ。書いていない。

〔「一番最後のページにあるやつじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（久保健二君） そうだよな。

〔「平成25年」と呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（久保健二君） 平成25年ですね。ごめんなさい。平成25年12月1日施行されたものなのですが、ただ、そこから見直し等がされていなかったこともありまして、今回総務常任委員会のほうで見直しのほうをさせていただきました。

1ページ目は、見直し等修正はないのですが、2ページ目、まず（2）の③番までだったところを④番を入れさせていただきました。本部は、町対策本部で収集した情報を本部員と共有できるように伝達するという文章、言葉を入れさせていただきました。

それと、その下になるのですけれども、6番、災害時及び緊急時の連絡方法のところ、（1）番として、連絡方法はSNS型のアプリケーションを利用するというところで、今まではこちらですけれども、「連絡方法は原則として電子メールによる」という言葉を入れさせていただいていたのですが、今、メールでの伝達というのがなかなかもうしなくなったこともありまして、「SNSアプリケーションを利用する」ということに変えさせていただきました。

それと、次のページなのですけれども、(7) 番の防災用具の常備というところで、これ個人用のところなのですけれども、まずヘルメットを皆さんに貸与していますので、ヘルメットという文言を入れさせていただきました。それと同様に、懐中電灯と呼子というのを今まで入れていまして、こちらがなかなか使う機会等もないのと、あと今期と前期の議員というのがこちらを町から貸与というか、あれがなかったために、持っていないということもあって、この文言自体を消そうかという協議もさせていただいたのですが、やはり災害時、また地域の活動等にやはり笛とか、懐中電灯というのは必要ではないかというご意見があったことから、こちらを残しつつ、ヘルメットというのを追加と、あと呼子というのが、今これ販売等を見ると、販売している名称等を見ると呼子笛というふうに記載がありましたので、「笛」という文言を入れさせていただいて、一応残す形を取らせていただきました。

以上となります。

○議長（細谷光弘君） こちらについて何かご質問ございますでしょうか。

大丈夫ですか。

○総務常任委員長（久保健二君） あともう一点いいですか。

○議長（細谷光弘君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） あと一応ちょっとこれ言ったほうがいいかな。ちょっといいですか。

〔「じゃ、ここまで言ったんじゃ言っちゃえば」と呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（久保健二君） 購入方法。それと、1つ皆さんにこれご意見等あれば、また各会派、また個人の方とかもいるので、ご意見のほういただければなというふうに思うのですが、一応この今回の協議に当たりましては、この購入に関して互助会費からの購入というのを基に協議させていただきました。これは、今期、前期はないのですけれども、その前の2期ですか、の購入というのを互助会費のほうで購入されたというところで、そのまま一応購入方法等は協議をせずに、一応互助会費で購入するというのを前提で協議をさせていただきました。ただ、そこに関してやはりいろいろご意見があったという話もお聞きしていますので、そこもう少しまたご意見があれば、協議のほうを含めて考えていきたいなというふうには思っております。

以上となります。

○議長（細谷光弘君） 何か質問ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ご説明ありがとうございます。

私がかちょっと分からないところが、2ページの新しく赤く④で、本部は、町対策本部で収集した情報を本部員と共有できるよう伝達するという形になっております。本部というのは、これは議会で作っている本部のほうなのですけれども、ここが本部長になっていないのはなぜですか。

○議長（細谷光弘君） 事務局。

○事務局次長（小林忠之君） すみません。こちらは、話し合ったとき、一応本部はということにはなったのですけれども……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 事務局、手を挙げていないから、事務局、お願いします。

○事務局次長（小林忠之君） なったのですけれども、というのもこの上位というか、災害対策本部設置要綱があると思うのですけれども、そちらに一応いろいろ本部とか、本部長とか、設定はされているのですけれども、ここにおいては本部のほうでちゃんときちんと伝達するという、本部長はというのではなくて、その本部としてやるというような形のイメージでいたのですけれども。

○議長（細谷光弘君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 本部というのは、町の対策本部ではなくて、あくまでもこの議会の支援本部という形なのだと思うのです。支援本部を統括しているのが本部長である議長なのかなというふうに思うのですが、ほかのところは全部本部長が主語にはなっているのです。やっぱり統括する方が責任を持ってというように書かれていると思うのですけれども、ここがただ本部となっていたので、それで何でかなというふうに思っただけなのですけれども、大丈夫でしょうか、「長」にしておかなくて。

というのは、これ初期のとき、本部の役割の初動期のところは、同じような文言なのですが、本部長は町対策本部より情報を収集し、本部員に伝達するというふうに、ここはしっかりと本部長が主語になっているのです。だから、そこで何だか本部なのか、本部長なのかというところで違いが何か発生するかどうかということが心配なのですけれども、きちっと合わせたほうがよいのかなというふうには思うのですが、いかがなのでしょう。

○議長（細谷光弘君） 事務局。

○事務局次長（小林忠之君） それまたご協議いただいて、変えるということであれば、それは、確かにほかは本部長になっていますので、そろえてもとは思いますが、またちょっとご協議をもしあれなら委員会のほうでしていただければなとも思います。すみません。

○議長（細谷光弘君） 連絡自体を本部職員がやるのだったら、本部長なのか、本部職員なのか。

久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

こっちは補足にはなるのですけれども、本部長って、ここを今、内藤委員のほうからもご意見いただいたので、またこれはこの後、委員会でも協議を改めてさせていただこうかなというふうには思いますけれども、ただ、この本部員というのは、本部長も含めてということで、本部長だけの共有ではなくて、あくまでもという意味で、員も含めてなのですが。

○議長（細谷光弘君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 事務局と、あと常任委員会のほうでよく協議していただき、前のほうの文章もありますので、しっかりと動きやすいような体制でつくっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

最後にご説明いただいた互助会費で買うというのは、ヘルメットはあるので、懐中電灯と呼子笛ということになるのですか。

○議長（細谷光弘君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

はい、そのとおりです。ヘルメットのほうはこれは一応貸与という形になっていますが、懐中電灯、呼子笛というのは、一応ちょっと購入としてはこれ個人の私物に最終的にはなってしまうのかなというところもあって、事務局のほうでも前回は互助会費で購入したという経緯もあるみたいなのですが、ただ、ここに関しましても、今、ご意見と同様に、何かご意見があるようでしたら、また改めてもう少し詰めた協議というのをさせていただければなというふうに思っております。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

あと、これに関して服とか、靴とかも貸与というか、いただいているのですけれども、全く活用の場がないのですけれども、そういったものを含めて考えると、こうやってマニュアルで必要だというのであれば、互助会費ではなくて、議会費のほうの方が妥当だと思います。

○議長（細谷光弘君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

先ほどもちょっと申し上げましたとおり、これ前回、2期分なのですけれども、購入した経緯というのがやはり互助会費で購入したというところで、今回は互助会費を前提で協議はさせていただきましたが、ただ、その後ご意見が委員外の議員さんからご意見があったりだとか、やはりあと互助会費で購入するのはどうなのというふうなご意見があったというお話もお伺いはしていますので、あくまでもすみません。協議をした時点では互助会費というところでお話をさせていただきましたが、ご意見をいただければ、また改めてこの今、いただきましたが、議会費だとか、ほかの購入方法の選択というのも考えられないわけではないので、協議のほうはさせていただければなと思います。

○議長（細谷光弘君） 前にもらった方もいらっしゃるわけですね。そういう人がもしなくしてしまったら、個人のものだから個人で買い直さなければいけないという解釈なのか、そこら辺はどうなのですか。

久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

今回に限りましては、先ほどから何度も申し上げて恐縮なのですけれども、前期と今期ともう8年間この呼子笛と懐中電灯というものの配布というのはしていないのです。なので、今回は15人全員に改めて購入のほうをさせていただくというような協議というのはさせていただきました。なので、今回は15人の議員皆さんに配布を予定。

○議長（細谷光弘君） そのそうした今回もししたとして、今後それをなくしてしまった場合は、また互助会費というわけにもいかない。個人のものだからと、互助会費という話だったら自分で弁償して、また自分でそろえるという解釈でいいのかなと思って、それを聞いた。

久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

ごめんなさい。なくしてしまったらどうするかまでは、まだ委員会のほうでも協議はしていないです。ただ、やはり今、議長がおっしゃったとおり、これは個人個人、議員議員に配布されたものをなくしてしまったとなると、これなかなか互助会費での購入というのは難しいのか。ただ、そこまで購入していないので、

その点そこも含めて、なくした場合の対応というのをまた協議させていただければというふうには思っております。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

笛を僕は持っていて、まだ。常時携帯はしているのですけれども、これですね。こういうの。これ。これなのですけれども、あえてまた笛が増えてもどうかと思うところと、あとこの懐中電灯にしても、わざわざ懐中電灯を別に持つというよりは、もう携帯のほうで使えるので、そちらで別にいいのではないのかなと思うので、わざわざ購入する必要があるのかというのがちょっと懸念するところなのですけれども。

○議長（細谷光弘君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

先ほどすみません。最初の冒頭の説明で申し上げましたとおり、ここ外すという選択、最初そのような協議をさせていただいたのですね、今回。委員会のほうでは。ただ、協議を進めるに当たって、やはりその災害時だとかというと、今期、前期の議員さんはこれ持っていないというところで、どうせ購入するのであれば、15人ややはりここでそろえようかということと、あと今、こういう災害用の呼子笛だとか、懐中電灯が1つになっているものが販売されているみたいなので、そういったのも1つにまとまったものがあるのであれば、それを15人にここで配布するのでもいいのではないかとということで、この災害行動マニュアルの中に残すこともそうなのですが、購入という協議を今は一応決定という形で終わっているところになります。ただ、今、こうした報告をさせていただいた上で、今、いろんなご意見いただきましたので、また次回の委員会で協議をさせていただければなというふうには考えております。

○議長（細谷光弘君） この記載については、このままで、その買う、買わないについては今後またもう少し議論してみるという解釈でよろしいでしょうか。

久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

一応これが委員会の決定事項としてここで報告をさせていただいておりますので、委員会としてはこれ購入をするということで、今時点では終わっております。ただ、どうしてもやはりこの委員外の議員さんから必要ないというようなご意見だとか、またあと、先ほどありましたけれども、町の議会費のほうで購入していただいたその消防服というか、災害時の服ですか、そういったのもここに入れる、入れないという話も今ご意見いただきましたので、そういうのも含めてまた再協議というのはさせていただこうかな。ただ、今の時点ではこれ決定として上げさせていただいておりますが、買うことを前提で考えております。

○議長（細谷光弘君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

委員会で決まったということなので、新人の議員の人たちは持っていないので、互助会費なので、今回は私はこのままでいいのかなと。ただ、今後今、委員長が言ったように、また議論をするときがあると思うので、またそのときには議論をしていってもらいたいというふうに思います。

○議長（細谷光弘君） ほかにございませんか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

こうやってマニュアルでやるのであれば、やはり互助会費ではなく、議会費のほうが妥当だと思います。

○議長（細谷光弘君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

この購入方法というのが互助会費がどうなのか。どうなのって、適正かどうかということも含めまして、ちょっと調査、確認のほうをさせていただき、またこれ事務局といろいろと調べた上で委員会に臨みたいというふうに思いますので、またその購入方法、委員会のほうで協議し、決まりましたら皆さんのほうに報告をさせていただければというふうに思います。

○議長（細谷光弘君） それでは、大丈夫ですかね、この件につきましては。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

#### ◎議会広報広聴常任委員会

○議長（細谷光弘君） それでは、続きまして報告事項、2番、議会広報広聴常任委員会、菊地委員長、お願いします。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） 菊地です。では、議会広報広聴常任委員会より報告とご説明をさせていただきますと思います。

まず、今、ふれあい座談会（議会報告会）のポスターを掲示していただいていると思います。ポスターの掲示、ご協力ありがとうございます。このポスターなのですけれども、11月7日、8日で議会報告会があるのですが、それが終わった後には、また12月定例会が始まりますので、今、鋭意ポスター作成中ですので、また今度剥がすときに新しく12月定例会のポスターを貼っていただくようご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

それで、ふれあい座談会（議会報告会）についてなのですが、開催要領が確定しましたので、モアノートのほうに載せてあります。こちらに関しましては、基本的に前回説明したとおりなので、大きな変更とかはないのですが、役割分担とかを明記してあるのですが、もし決まったのと違うというのであれば、お申ひいただければと思います。

前回の報告会と一番違うのは、前も説明しましたが、藤久保公民館でのちょっとしたセレモニーというのが、前回は始まる前だったのですが、今回はその開催の時間等もありまして、休憩中、報告と意見交換の間の休憩中、大体20分ぐらいを予定して行いますので、その旨併せてご了承いただきたいと思います。

それと、この報告会で使う資料なのですが、198号の念校が上がりましたので、こちらもモアノートのほうに掲載してあります。この議会だよりを基に説明をしていただきたいと思うのですが、決められた時間がかなり短いので、タイトですので、スムーズにご説明いただけるようにあらかじめこの点もご確認をいただきたいと思います。

では、まずこの件についてご質問があれば受けたいと思いますが。

○議長（細谷光弘君） ありがとうございます。

この点につきまして何か質問ございますか、皆さんは。  
大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） じっくり広報を読んでいただいて、ちゃんと説明できるようによろしくお願いいたします。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） では、もう一点いいですか。  
菊地委員長。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） では、もう一点、議会だよりに掲載する討論の原稿についてということで、今回198号の編集過程におきまして、いろいろと課題として挙げたものがあります。今のところ三芳町議会では会派制というのを取っておりますので、これからも今まで同様、会派で討論を行っていたのですが、やはり会派の中で意見が割れたりということがあった場合の議会だよりの討論の掲載方法ということなのですが、基本的には会派でまとめていただくというのが議会基本条例にも同じ方向性、同じ政策をもって会派を結成するとありますので、その点十分ご注意くださいなのですが、原則としてもう会派に入っている方の討論は、会派名で掲載をすることになりました。それを入れると原則としてというのは、会派に属していない議員もいることから、会派に属していない議員は個人名の、例えば僕だと菊地議員とか、あと牛丸議員という形で統一したいと思います。前はフルネームだったりとかしていたのですが、統一したほうがいいと思いますので、統一することと決定をいたしました。

それと、今回の編集過程の中で、そういったことを決めるに当たって、議会広報広聴常任委員会からも意見がありまして、議会基本条例の趣旨に基づいた議会の会派の在り方というのを再度、再度というか、議長に検討していただくということを文書で出しておりますので、その点もご了承というか、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（細谷光弘君） そちらにつきましては、今後議運のほうで、議会運営委員会のほうで少しお話しさせていただければなというふうに思っております。ありがとうございます。

今の件につきまして何かご質問ございますか。  
大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 大丈夫でしたら、休憩をしたいと思います。  
暫時休憩します。

（午前10時31分）

---

○議長（細谷光弘君） 再開いたします。

（午前10時40分）

---

#### ◎議会運営委員会

○議長（細谷光弘君） 2番の議会広報広聴常任委員会の報告は終わりましたので、3番の議会運営委員会

の説明を林委員長、お願いします。

○議会運営委員長（林 善美君） 林です。議会運営委員会からは2点あります。

まず1点目が、今回議会運営委員会で視察に行かせていただくのですけれども、その際に行政視察の申込みをしたところ、費用がかかることになりました。その点で議会運営委員会の中で協議いたしまして、今回は1人1,000円かかる行政視察の負担する金額を議員については議会運営費から、職員の2名に関しては一般事務費から流用させていただくことになりましたので、ご報告をいたします。

○議長（細谷光弘君） それについては、特に大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） はい。

どうぞ、2点目を。

○議会運営委員長（林 善美君） 2点目は、このモアノートの資料に入れていただきました06の議場映像モニター字幕利用について（案）というところを見ていただきたいと思います。

このモニターの導入について、まず日程が11月の中旬にモニターの設置が工事が行われます。その後、議会運営委員会で試行を行いまして、11月18日の全員協議会で、このモニター、皆様と一緒に議場に行きまして、モニターの操作の方法などをやってみようということになりました。その後、12月定例会、3月定例会は試行で行い、来年の6月定例会からは本格導入するということになりました。

この案を見ていただきたいのですが、まずモニターに映し出される映像は、今、ユーチューブで流している議場の様子がモニターに映し出されます。一般質問する際には、いつもこのモアノートに載っている資料、「こちらを御覧ください」とか皆さんおっしゃると思うのですけれども、その資料がこのモニターに映し出されることとなります。その操作についてはご自身で行っていただくこととなります。

○議長（細谷光弘君） どうぞ続けてください。

○議会運営委員長（林 善美君） その資料の提出が今までは前日まで、ご自身の一般質問の前日までに提出してくださいということで皆さんご理解いただいていたのですが、この内容についてを議会運営委員会で一度確認が必要になりますので、一般質問の通告書の提出と同時にこの資料も出していただくことになりました。通告書の確認と一緒にこの資料の確認も議会運営委員会の中で行わせていただきたいと思います。

今までもそうだったと思うのですけれども、この資料については、無断転用など不正利用がないようにというところは今までと同じですが、その確認もしっかりと議会運営委員会で行っていきます。この資料については、外部には放送はされない。今のところは現時点では放送はされません。議場の中だけで見るとなります。

あとは、もう利用についての案は、あくまで案ですので、これで一度やってみて、来年の6月までに訂正する、修正するところは修正して、本格導入を目指していきたいと思います。

以上です。

○議長（細谷光弘君） それでは、この点につきましてご質問ございますでしょうか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、最後のところからちょっといいですか。議場内だけで公開しないとあるのですけれども、表示資料

の提出の2番目で、「資料公開を前提とし」とあるのですけれども、これはどういうことになるのですか。

○議長（細谷光弘君） 林委員長。

○議会運営委員長（林 善美君） 今までと同じで、今までも議場でしか見られなかったと思うので、ここは今までと一緒にです。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○議会運営委員長（林 善美君） えっ、違うか。

○議長（細谷光弘君） 事務局、小林君。

○事務局次長（小林忠之君） ちょっとすみません。一応今まではモアノートでしか見られなかったと思うのですけれども、これは端末を持っている方しか見られなかったというのが前提になります。今後は傍聴席のほうに同じ資料が表示されますので、基本的に外部の方も見ることになります。今後、発展させて、もしかしたらユーチューブのほうで流す可能性も、その辺も考えてはいますので、取りあえず現時点でもう傍聴者に流しますので、公開を前提に資料を用意していただきたいという意味で書いてあります。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、その点は今後の運用次第でネット公開は考えるということですね。

それと、資料の提出期限が通告書と一緒にということなのですけれども、これは同時に提出をしなければいけないのか、ずらしてやってもいいのか、順番に影響しないのかというのはどうなのですか。

○議長（細谷光弘君） それは話し合っていないのではないですか。

林委員長。

○議会運営委員長（林 善美君） その点については、議会運営委員会ではまだ協議は行っていませんので……

○議長（細谷光弘君） 取りあえず通告書を先に出してもらって、その資料はぎりぎりまでに出していただければいいという判断でいいのではないですか。

○議会運営委員長（林 善美君） そうですね。順番については、通告書が順番の基準になるので、その資料についての締切りというのは、特にその通告書と同時というのも、その通告の期間内であるところでご認識いただいていると思います。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

そのあと、提出の仕方、通告書だとメールですよ。ただ、資料だと1つのファイルで10メガとかという資料もあったりするではないですか。そうすると事務局としてメールで受け取れないとなった場合には、どうしているのか。やっぱり資料提出のために1回来なければいけないとなるのか、そういうところを今後協議してもらえればなと思うのですけれども、どうですか。

○議長（細谷光弘君） 林委員長。

○議会運営委員長（林 善美君） 重たいファイルの方はきっとそうで、提出方法も変わってくるかと思えます。議会運営委員会ですこまで協議はまだ行っておりませんので、今後このお試し期間の中で協議してい

ければと思います。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、それと議会運営委員会でチェックをするということなのですからけれども、通ればそのままだと思うのですが、通らなかった場合はどういう対応、流れになっていくのですか。ここを直してくれとかいうのになるのか、文言変えてくれなのか、そもそもこれ自体を削除してくれとか、そういう話になるのか。そうなった場合、いつまでとか、そういうのはあるのかどうか。駄目だった場合、チェックして。というのを今後検討してもらえるかどうか。

○議長（細谷光弘君） 主に著作権関係をやはり、主という話なので、そこら辺を。

林委員長。

○議会運営委員長（林 善美君） 林です。

提出していただく方がまずは見て、ご自身の判断していただくのはまずは基本だと思いますが、その点についても今後議会運営委員会で協議していきたいと思います。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、ちょっともう一個では上に上がるとして、操作方法で必要な場合は議会事務局が補助するというのは、どういうことになるのかな。誰が、そもそもそういう人員がいるのかどうか、どうなるのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 事務局。

○事務局次長（小林忠之君） この辺に関しましては、実際にちょっと動かしてみないと分からないところでもあるのですけれども、基本的にはもちろん操作は議員の皆様にご覧いただきたい。議場内での操作がちょっと人数がいつもぎりぎりなので、そうなのですからけれども、ただ、例えばもし1枚だけの画像だけを表示したいとか、そういつてなかなかそれがうまく操作できないという場合には、ご相談にということで、そこ余地を残してある形です。全ての議員さんが全てできるとも限りませんので、その辺はこちらで最初のうちは補助させていただくという意味で入れてあります。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

あともう一つ、2番の中で表示する映像、2番、3番です。があるのですけれども、例えば意見書とか、発議とか、あと委員会報告、所管事務調査報告とか含めて、そういったのを壇上でもできるのかどうか、壇上で。そういう委員会報告とかもそういう写真とかを載せながら説明したりとかのもできるようになるのかどうか。

○議長（細谷光弘君） 事務局。

○事務局次長（小林忠之君） 基本的にはモアノートの画面が映りますので、モアノートにPDFに入れて、操作できるのであれば、映すことは可能だと思います。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

それはただモアノートを使わないとできないということですか。

○議長（細谷光弘君） 事務局。

○事務局次長（小林忠之君） 最初基本的にその方向も考えていたのですが、予算の都合で演台にHDMIの入力を備えていませんので、今後もしモアノート以外でも映したいという場合、要するにHDMIの入力口はモニター室にありますので、回線はあります。ただ、その入力方法を考える、ハード的に考えるということではちょっとそのときは今後考える必要が、設置したりとかする必要はあると思います。今のところは演壇にこのHDMIの口がないので、モアノート以外の方法ですぐ映そうという、事務局が操作する形になってしまうかなと思います。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ほかの議員の使い方が分からないのですけれども、一般質問やっているとき、モアノートって皆さん使っていますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（菊地浩二君） 使わないよね。使っている人もいるのかもしれないけれども、そうするとモアノートでどうなのかな。あと、見ているほうも、執行側もよく言われるのは、モアノートでこうやって資料見ると、ほかのが見れなくなってしまうから見ないとか、いろいろあると聞いているのですけれども、もうちょっと運用の幅を広げてもらえるとうれしいなと思いますが。

○議長（細谷光弘君） 事務局。

○事務局次長（小林忠之君） 取りあえず初めのうちは、今、ちょっとお話ししたモアノートの画面を映すという形になってしまうのですけれども、今後活用が広がってきて、その入力するものを備えれば多分対応はできると思うので、ただ、ちょっとそれまた予算かかってくるのであれですけれども、入力することはできるといいますので、その辺は今後ちょっと考えていきたいと思っています。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

桃園副議長。

○副議長（桃園典子君） 桃園です。

時間の確認だけさせていただきたいのですけれども、通告と同様にその資料提出ということなのですが、提出するラストの時間帯、通告の最後の時間帯もそうなのですが、その時間帯だけちょっと確認、何時まで提出をすれば……

〔「最終は5時15分だから、5時ですね」と呼ぶ者あり〕

○副議長（桃園典子君） 5時15分。

〔「5時」と呼ぶ者あり〕

○副議長（桃園典子君） 5時ということでよろしいですか。

○議長（細谷光弘君） 林委員長。

○議会運営委員長（林 善美君） 資料の提出については、通告の締切りと同じ締切りになるので、2日目の夕方5時までとなります。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

すみません。一応11月18日の全協の中で、後で、中で上に皆さんそちらに行ってもらって、テストをまずやってみるということで、あくまでもまだいろんな問題点探す部分もあるのかなと思いますので、18日ということよろしいのでしょうか。午後から広報出ますよね。だから、あまり11月だから、そんな話題がないかもしれないので、一応18日に皆さん、そちらで試すようになっておりますので、iPadを、モアノートを持ってきていただければありがたいかなと思います。

ほかにご質問ございますか。大丈夫ですか。

いろんな問題がこれから出てくると思うので、そちらは皆さんいろいろ意見出していただいて、うまく改善できるようにというふうな方向でいければいいのかなとも思っております。

また、今後委員会のほうで視察に行くみたいなので、こちらの案についてもまたもう少し変わってくると思うので、そこら辺をご了承いただければなというふうに思います。

それでは、大丈夫ですか、この件については。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） それでは、議会運営委員会の報告を閉じさせていただきます。

---

#### ◎その他

○議長（細谷光弘君） それでは、その他に移らせていただきたいと思います。

5番のその他何かございますでしょうか、皆さんのほうから。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

私のほうからは入間東部地区事務組合議会の報告をさせていただきたいと思います。資料07に入れさせていただきましたので、御覧いただきたいと思います。

では、資料に沿ってお話しさせていただきます。令和7年第2回入間東部地区事務組合議会の定例会ということで、9月定例会、令和6年度の決算がございましたので、そちらのほうを資料を作らせていただきました。歳入総額は41億989万5,673円、歳出総額は38億8,871万2,712円ということで見ただけであればと思います。

主な歳入につきまして、構成市町の負担金ということで書かせていただいております。ちょっと1点訂正なのですが、令和6年度の負担金の横に「令和7年度の負担金」となっているのですが、これ「令和5年度の負担金」ですので、申し訳ありません。「令和7年度の負担金」が「令和5年度の負担金」です。になっていますので、あとは増減を見ただけであればと思います。前年度比で増減した主な理由といたしましては、消防庁舎の空調設備の更新事業、また消防訓練所ヘリポート改修事業等による組合債の増ということで、その他の主な歳入につきましては、火葬場、葬儀式場、またし尿処理等ありまして、最後に物品の売払収入ということで、廃車となった常備消防車両の3台分の物品売払収入等もございました。

主な歳出といたしましては、人件費のほか、し尿処理の運搬業務、またしののめの里の指定管理、また消防車両の更新、職員等の手当等ということで、職員手当等に関しましては、時間外ということで、時間外の火災、また救急、救助案件が増えているということで、前年度よりも人件費、手当等が増えているということもございました。

また、3番につきましては、参考資料ということで、し尿浄化槽の処理人口及び処理量、また2番として年間火葬件数及び式場利用件数、また119番受信件数、また4番は消防団員数ということで記載をさせていただいておりますので、御覧いただければと思います。こちらすみません。(4)の消防団員数なのですが、括弧書きで書いてあるところが女性消防団員の数でございます。下に米印入っていたのですが、段ずれで消えてしまっていて、申し訳ありません。これは、括弧内は女性消防団員数でございますので、よろしくお願いいたします。

それと、今回事務組合のほうで一番議論があったというところが、皆さん新聞紙上等でご存じかと思いますが、組合の負担金の誤りということで説明がございました。負担金のうち、し尿処理に関する負担金について、構成市町の負担割合に間違いがあったということで、富士見市のほうが令和3年度から令和7年度分の負担金について過少負担になっていたことが判明したということで、この負担金の追加費用につきましては、5年間で合計1,655万8,878円ということになっておるそうです。原因としては、令和2年度から下水道人口に新規接続申請があった人数を加えて算出するところを、既に公共下水道に接続している住宅の建て替えに伴う申請も加算してしまったことにより、浄化槽人口が減少したことによるものということでございます。資料はありますので、御覧になりたい方はおっしゃっていただければと思います。

また、令和5年度に入間土木事務組合のほうからこの報告数字についてちょっと間違っているのではないのでしょうかということで、富士見市に問合せがあったそうなのですが、その際、富士見市の環境課と下水道課で内容の確認を行ったらしいのですが、両課の認識の違いにより、修正はされなかったということでございました。事務組合としては、しっかりその確認もしたけれども、富士見市のほうでしっかりとした確認が行われなかったということで、こういった事態が発生したということでお話がございました。

今後の対応につきましては、この負担金の精算について、令和7年度中の補正予算で対応するのか、また令和8年度の新年度予算で対応するのかというところで、今後はまたそれを調整をしながら対応していくということでご説明がございましたので、ご承知おきいただければと思います。

私の報告については以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（細谷光弘君） この件につきまして何かご質問ございますか。

大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） それでは、ほかにその他何かございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

学校教育委員会の教育長のほうから、マレーシアの中学生海外派遣事業に係る報告というのをいただきましたけれども、実際最初に9月13日から19日まで実施したわけなのですが、インフルエンザが発生したということで、最初文書をいただいたときに、今日の21日に報告をするということになっていたのですよね。それにしても発生してから議会に報告するのは、全協までというのは、私はすごく長いなと思って、本来ならばもっと早く議会に報告すべき事項だったというふうに捉えているのですが、その辺はどう思うか、議長にお伺いいたします。

○議長（細谷光弘君） この件については、まず説明会をしてからというようなお話が当初ございました。

その後また新しく感染の報告について詳しく資料をいただいておりますので、そちらを見ていただいて、もう病気になるので、誰しも、吉村さんもそうでしょうけれども、誰でもなる可能性というがあるので、一生懸命その対策をしても、やっぱりそういったことは防げなかったということだと思つたので、ここに書いてあるとおりなので、これ以上何か聞くことがございましたら、個人的に教育委員会のほうにお伺いしていただければなと思つたのですが、これ以上別に聞くこともないような私としては気がするのですが。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 先ほど言ったように、今日報告するというふうになっていたのです。それは紙面ではなくて、ここに出席して、それで説明をするというふうになっていましたので、それが説明をなくして紙面で報告をしますということで、あまりにも実際にはこれ国際交流で、税金でやっているのですよね。私、インフルエンザにかかったということで、海外なので、この子供たちの健康がすごく気になったのです。一日も早くそれは税金でやっていますので、実際にいろんなことがあるのは、それ仕方ないのです。仕方がないけれども、やっぱりそういったあくまでも税金でやっているわけですから、その子供たちがどうなったのか、やっぱり議会として支出するのについて賛成、反対を表明しているわけですから、議会に対してきちつと説明するのは私はそれが筋だと思つたのです。それが報告だけにする。最初はそうではなかったのです。それを紙面だけにするというのは、あまりにも議会に対して私は失礼な行動だと思います。それについてはぜひ議長のほうからこれを最初は報告するというところだったので、必ず私は税金がかかっていますので、報告をきちつと議会にすべきだと思つたのです。今後こういうことあったら必ず議会には速やかに報告する、保護者にはしています。それはもう紙面でも、最初からの紙面で説明すると言っていましたので、それはいいのですけれども、議会に対してもきちつとした説明をきちつとすべきだと思つたのです。それを私、要請しないというのはとてもおかしいと思つたのですけれども、今後こういうことがあったら、必ず議会にも報告を速やかにしてもらいたいと思つたのですが、その辺議長、いかがでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 今後について同じような件があった場合は速やかに報告してくださいというご意見でよろしいのですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 本来ならば、私は今回はやってほしいです。でも、今日やらないというふうになってしまったので、本来ならば私は今日の時間に学校教育関係の人たちが来て、私はちゃんと説明をすべきだと思つたし、それについて私たちだって質問があるわけですから、今後のこともありますので、きちん、きちんとしてやっぱり報告は、文書ではなくて、ここにきて報告するのが当然のことだと思つたのですよ、税金がかかっているわけですから。ですから、今回は説明を求めたいと思つたよ。求めたいと思つたけれども、実際には議長のほうからそういうことはしておりませんので、私は議会事務局長には、こういった紙面ですることは問題だから、21日は説明をしてほしいと言いましたけれども、実際には紙面で来たので、今後についてはこういったことについては、必ず議会に報告すると、議長のほうでそういったことを踏んでいただくようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 私のほうで踏んで踏むことなのか、ちょっとそこら辺は分かりませんが、例えばこの中で、もうここに全部詳しく状況を書いてあるのですが、あと何が聞きたいということなのか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） もちろん説明は紙面によってするでしょうけれども、実際にやっぱりどういう状況に置かれて、そして緊急搬送したということはある点では大変なことだと思うのです。その的確な判断だと私は思っていますけれども、やっぱりそういった状況、健康面がどうだったのか、そういったものは当然心配です。私、これの通知が来たときからずっと心配していましたから、実際にそれを紙面で終わりにするというのはあまりにもひどいやり方だと思いますし、私は議会を軽視していると思いますので、今後はこういったことがないようにちゃんと説明をしていただきたいと思います。

○議長（細谷光弘君） ですから、さらに何が聞きたいのですか、ここについての。個人情報以外にこれ以上何が聞きたいということなのか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ですから、向こうへ行って、マレーシアへ行って、そのインフルエンザにかかった状況とか、その対応とか、そういったことを直接報告としてお聞きしたいわけです。それによって質問がまた出てくるでしょう。ですから、そういった報告を、最初はそういうふうにする予定だったのです。それがこういった紙面で片づけてしまうというのは、あまりにも議会軽視だと思いますので、ぜひその辺は次からは、議長から、こういう手紙が来たら、やっぱりそうではなくて、説明をしてもらいたいということを私は言っていたきたいと思います。

○議長（細谷光弘君） 現状、これを見た限りは質問はないけれども、実際に来ていただいて、受け答えしたときには、何かしら質問があるので、実際に来てほしいということでもよろしいですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

実際、ここに質問、ご意見等がございましたら、学校教育課指導担当までご連絡いただけますよと書いてありますから、それは今後考えますけれども、実際にこうやって紙面で片づけるものではないということです。

○議長（細谷光弘君） 今はまだ質問もないけれども、今後質問については自分で考えて担当課にお知らせするということなのですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） そうしたら、そうしていただければいいのかなと思うのですが。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私が言いたいのは、今後こういうことがあったときに、やっぱり議会にきちっと説明責任をしてもらいたいと、そのことを議長がもう強く思っていたかかないと、同じようなことに紙面で都度こういうふうにされては困りますので、そういった対応ではなくて、きちっと議会に対して説明責任をする。紙面ではなくて報告をすると、そういったことをやっぱり担当課または教育長に伝えておいていただきたいと思いますので、ぜひそれをよろしくお願いします。

○議長（細谷光弘君） 吉村さんの意見は意見として、では伝えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ほかに何かございますか。

私のほうからも何点かございますので、ほかになければ私のほうから説明、ご報告させていただきます。

まず第1点といたしまして、11月14日、入間郡町村議会議長会研修につきまして、皆さんにメールがいつていますよね。いつていませんでしたっけ。たしかいつていると思うのですが。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） はい。それで中央公民館で午後2時から行うということになっておりますが、一応皆様には1時半に各自現地に集合していただければなと思っております。当日は、本名議員、細田議員、内藤元議長が表彰対象になっておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 何年やっているとかいうシリーズです。すみません。

まず、それが1点ですが、これについては何かご質問は特には大丈夫ですか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ここで言ってしまうていいのかな。町のほうからも、あつ、これは町村議長会ということですね。分かりました。すみません。大丈夫です。

○議長（細谷光弘君） 大丈夫ですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） なければ、次なのですが、メールでお送りいたしましたが、「三芳町町立学校設置条例の一部を改正する条例（素案）」のパブコメにつきまして、皆様から各自提出していただきましたものに対して、私のほうで取りまとめて、教育委員会のほうに提出するというので、ご了承いただければと思ひます。

大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 次は、藤久保連合区長会親睦スポーツ交流会、11月16日の9時から12時ということで、議員団チームの参加を要請されておまして、2チーム、5名掛ける2チームということで来ているのですが、これにつきましては、レターケースに藤久保関係の方には配っていると思うのですが、林議員、久保議員、光下議員、小松議員、桃園議員、牛丸議員、菊地議員、増田議員、長野議員、9名なので……

〔「内藤議員は」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 内藤議員、すみません。

〔「10名ですね」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 10名で、もうそれで全員参加で大丈夫なんでしょうか。

〔「消防特別点検」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 特別点検、誰がしない。林さん、久保さん……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 林議員。

○議員（林 善美君） 林です。

今回のこの藤久保連合は、6区が幹事区になっていて、例年その当番区の議員が取りまとめてやっている。

それで、私のほうで出欠も取りまとめさせていただきますので、よろしいでしょうか、議長。

○議長（細谷光弘君） そうすると、すみません。2チームできなくても大丈夫ということなのですね。

○議員（林 善美君） 大丈夫です。はい。

○議長（細谷光弘君） はい、分かりました。では、そちらのほうはそれでよろしくをお願いします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） いや、こっちに依頼が来ていたので、すみません。

それと、依頼なのですが、埼玉県原爆被害者協議会（しらさぎ会）というところで、「被爆者の声を聴く証言会」というのをさせていただきたいというような要請が来ておまして、そちらについては、議会の前とかだとちょっとあれなので、もしそういう声が大きければ、全協の前とかにという話もあるのかなというふうには思っておりますが、県内のところに全員市町村に送っているみたいで、実施できないというのが35議会、議運などで検討は6議会、全協や議員の研修、勉強会という形で実施できるか検討するというのは13議会というような……

〔「趣旨を皆さんご理解……」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 趣旨は……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 「戦後80年、被爆80年の今、日本では戦争や原爆の怖ろしさを体験していない世代が多数を占めるようになりました。しかし、世界では悲惨な戦争や殺りくは止まることを知らず、子供たちを含む多くの市民が戦争では貴い命を奪われています。さらに、戦争はやめてほしいという人々の声を力づくで黙らせるかのような強制的な指導者による核兵器使用の威嚇さえ行われております。このような社会情勢にあって、戦争や被爆体験をどう継承していくかということが大きな課題になっているのではないのでしょうか。被爆者の平均年齢は86歳となりました。あと数年先には直接体験したことを語る被爆者は少なくなっているでしょう。被爆80年を節目にノーベル平和賞受賞で、被爆者のこれまでの運動に光が当たっている今こそ、広範な人たちに被爆者の声を聞いてほしいです。市民の平和で安全な暮らしを守るのと、身近な避難である地方議会で被爆者の声を聴く証言会をさせていただけないのでしょうか」というような話なのですが、それを埼玉県の63市町村全てにお送りしているということなのですが、皆さんがそういうふうにしたほうがいいのかといえばそういった方向で検討していきますし、やらないところも結構多いので、今回はいいのではないということなら、そういった方向にしたいと思うのですが。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

整理すると、そういう説明会を議会に対してしたいということでもよろしいのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 説明会ではなくて、「被害者の声を聴く証言会」だから、実際に被害に遭った被爆者の方が何かしゃべるのだとは思いますが、詳しい内容については書いてないので、分からないのです。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

被害に遭われた方がその体験等を議員に対してお話をしたいということでもよろしいのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） だと思います。すみません。この文書しか見ていないので、それ以外のことはちょ

っと分かりかねるというか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） その紙面というのは、各議員に配付してもらうことはできるのですか。

○議長（細谷光弘君） 配付はできますけれども、締切りがもうほとんど、来たのも遅かったので、まだ皆さんと話していないうちに締切りに一応なってしまっているのですが、今後もし全協とか、何か違う場でそういう方をお呼びして、皆さんがお話聞きたいというのであれば、どうなのかなというふうなことなのですが、やらなくていいのではないかという意見が多ければ、当然お断りしたいとは思いますが。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私が質問したのは、今、読み上げていただいたのを全議員に配付していただきたいと思いますが、どうですかと議長に聞いたのですけれども。

○議長（細谷光弘君） そうするとますます、配るのは構わないのですが、またではこの答えは、今日ではなくても、またさらに延ばしてという方向ですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それは議長の判断で今日結論出さなければいけなければ、今日出していただいて結構なのですけれども、私がお尋ねしたのは、各議員に読み上げるだけではなくて、遅いかもしれないけれども、配付をお願いしますと言ったので、今、議長は配付は大丈夫だと言ったので、配付だけを私はお願いしたので、あとの内容については締切りがあるみたいですから、議長の判断があると思うので、それは考えていただいて結構です。

○議長（細谷光弘君） 配るのは大丈夫なので、では今日はその話については特に結論を出さないということによろしいですか。

〔「いつの締切りになるんですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） もう締切りはとっくに過ぎているのですが。

〔「今日……」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 今日やったほうがいいのか。

配るのは構わない。大丈夫なのですが、できれば今日決めてほしいと事務局がおっしゃっているのです。

〔「配るのみにすれば……」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 配付のみという意味ね。

〔「聞きたい人が聞くとか、そういうことじゃないわけですね」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 全員です。全員でどうですかということです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 配付のみで大丈夫ですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） いや、いや、これはだから調整して、どういった形だったら実現できるかというのは向こうが聞いているので、議会の定例会の前にやらせてもらうのか、それともこういう皆さんが一堂に集まって機会、全協ではなくてもいいのですが、そういったときにちょっと30分ぐらいの時間らしいので、

やらせてもらうのかというようなことですよ。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 実際、私は内容的にはいいのかなというふうに思うのですけれども、先ほど締切りが過ぎていっていると言うから、締切りが過ぎていっているものを議論したってしようがない。では、締切りは過ぎていなくて、まだこれから議論しても間に合うという、できれば今日中にしてもらいたいのでしょうか、その締切りが過ぎたということは、ではなしにしていいいわけですね。

○議長（細谷光弘君） 事務局、どうですか。

○事務局長（小林豊明君） すみません。締切りはもう過ぎていっているのですけれども、しらすぎ会さんのほうから問合せがありまして、今日の全協で話し合っただけで回答しますというご返事をさせていただいております。

○議長（細谷光弘君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 先ほど吉村議員から「内容はいいんじゃない」というお話がございました。私も被団協の方がいらっしゃって、ノーベル平和賞をいただいた方たちなので、そういうところで議員に対してというよりは、町民の皆さんも交えての講演会をやりたいということであれば、それはそれで執行側と話をしながらやっていただくのはいいのかなと思うのですが、何か名前も初めて聞いた何とか会というその会がどんな会なのかも分からないのに、その議員に対して講演をするというところが、その後ろに何かあるのかなというふうに思ったりもするのですけれども、ちゃんとしたノーベル平和賞を取った被団協の方が今回やっていきますということであれば、すごい内容は分かるのですけれども、それを応援する何とか会というのが果たしてどんな会なのかも分からないで、ここで「はい、やりましょう」というのも決められないなというふうに思いますので、この件についてはやらないという方向でよろしいのではないかと思います。

○議長（細谷光弘君） 配付のみで大丈夫でしょうか、皆さん。どうですか。

大丈夫ならそれで結論にしたいのですが、どうでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

やっぱり文書をちゃんと見なければいけないし、今、内藤議員が言われたところもありますので、やっぱり私としては保留にしておいてもいいのかなと思うのですけれども、結論を出さないで。でも、相手にはやっぱり言わないといけないので、やっぱりそれが結論を言わないといけないので、失礼なので、その辺については例えば文書を見て、調べて、今月いっぱい結論を出すとか、そういうふうにしてもいいのかなというふうには思います。

○議長（細谷光弘君） 自分で締切りをあれされても何とも言えないところなのですが、私もちょっとこの会について詳しく申し訳ない。調べたわけではないので、見たのもちょっと遅かったものですから、皆さんにお知らせするのが遅かったかなとは思っているのですが、それでは今回は一応配付のみということで申し訳ないのですけれども、大丈夫でしょうか、皆さん。

大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） はい。

また、その次は互助会費の件で、こちらについては事務局のほうで説明してもらったほうがいいですか。

事務局、お願いします。

○事務局次長（小林忠之君） すみません。また、ちょっと先ほど互助会費ちょっと出ていたのですけれども、この別件なのですけれども、一応互助会費のほうで今、各委員会の所管事務調査について県外と、あと日帰りの分で補助を出していただいているのですけれども、ちょっとここですぐちょっと議運のほうの所管事務調査があるのですが、その計画をしている上で、昼食の件なのですけれども、今、県外は8万円補助ということで、1回の県外所管事務調査、補助させてもらっているのですけれども、この中で一応毎回昼食代を2日分出している状況になっているのですけれども、その今、一応通例というときは、今までの流れで1食1,500円ということで、基本原則それで探している状況なのです。補助している状況なのですけれども、最近の物価高騰とか、いろいろありまして、今、1,500円で各食事するところ探すのですけれども、なかなかちょっと難しくなっている状況がありまして、できればちょっとその金額についてご検討いただければなということで、ちょっと今回提案させていただいているのですけれども、ある程度2,000円ぐらいになると、大分今、500円上げていただくと範囲が広がるので、それぐらいが考えられればなと思っています。

ただ、その場合ですと、一応県外の場合は今度は8万円ということで一律いただいているので、この伝票とか変える必要はないのですけれども、日帰りのほうは一応1人当たり1,500円となっているのです。こちらの昼食基準で1,500円にしているのですけれども、そうするとここをもし金額等を変えるようですと、多少変更が出てくるかなと思っていますので、ご協議よろしくをお願いします。

○議長（細谷光弘君） すみません。今、事務局から説明がありましたとおり、互助会費の調査研修等の助成金につきまして、現在はその1日限りで実施する調査研修等の助成につきましては、1人当たり上限1,500円ということになっておりますが、昨今の物価上昇におきまして、なかなか1,500円という値段では、視察先等の指定されたお店、この店を使ってくださいとか言われる場合があるのですが、そういったところのちょっと対応が難しいということなので、もしよければ2,000円に変えていただきたいということなのですが。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

実際に互助会費でするので、それは事務局がやりやすい方向でいいのですけれども、私はできれば1,700円ぐらいで収めてもらいたいと思いますけれども。

○議長（細谷光弘君） ほかに意見ございますか。今、1,700円とありましたけれども。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） でも、ここに上限と書いてあるので。書いてないと出せないような気もしないでもないのですが、事務局、どうなのでしょう。

○事務局次長（小林忠之君） 今、表ではさっきお話ししたとおり、日帰りのほう、1日限りで実施する調査については、1人当たり1,500円と入っているのですが、ここはだからちょっとあれなのかなと思うのですけれども、8万円のほうは、今、初頭で別に常識の範囲内ということであれば、その8万円の範囲内ということだったら、全然金額は動かせるので問題ないかなとは思っていますので、ただ、このことからその日帰りの分をどうするか、もし上限をなくすということだとちょっと文言を変えるような形になるのかなと思いますけれども。

○議長（細谷光弘君） すみません。私がちょっと勘違いしたかもしれないのですけれども、8万円の中でそのお昼代は大体1,500円に決まっていたという意味でよろしいのでしょうか。

事務局。

○事務局次長（小林忠之君） そうですね。今まではこの8万円の補助の中で昼食代は上限これくらいということで決めてやっていたという形です。それに伴って日帰りの補助を決めたときに、この昼食代を基本にしてこの1,500円というのは決まったというふうに思っています。

以上です。

○議長（細谷光弘君） そうしますと、1つはその8万円の補助の中で上限をなくして、泊まりの場合はそのまま1,700円でも何でも使わせていただくということで、日帰りについては現状のまま1,500円でこれを直さないのか、またはこちらについてもある程度額を決めてという2つだと思うのですが、その先ほどの8万円の中で出していただくということについては、皆さん納得していただいているので、上限を決めないというのだったら、上限決めないといったって、何万円も食べるわけではないでしょうけれども、事務局のほう例えば向こうに指定された、紹介されたお店等を使う場合は、やはりそちらで考えていただければな、その常識の範囲内で考えていただければと思うのですが、この日帰りのほうの1,500円について皆さんは書き換えたほうがいいのか、日帰りだったら指定もなさそうだから、そのままでもいいとか、どういう形なのか、そこら辺についてはどうでしょう、ご意見としては。

変えるのだったら、こっちは書き直さなければいけないということなのだと思うのですが。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 同じことですが、事務局のほうでやっぱりやりやすいということも検討は私は大事だと思いますので、ただ庶民的に私は別にお昼だったら1,500円で食べられるもので、せいぜいどんなに高くても1,700円までにしておいてもらいたいというのが私の希望です。

○議長（細谷光弘君） 希望というか、この1,500円について直すのかどうかという話なのですが、上については皆さん了解いただいたので、常識の範囲内で、事務局のやりやすいようにやっていただきたいという話みたいなので、いいと思うのですが、日帰りのほうの上限は、このまま変えないでいきますか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

先ほど事務局からお話があったとおり、お昼の昼食先を探すのも1,500円だと大分苦慮しているというお話がございましたので、下についても変える必要があるのではないかなと思います。

○議長（細谷光弘君） それでは、下について変える、日帰りについても変えたほうがいいのかというご意見は皆さんどうですか。反対の方いらっしゃいますか。変えたほうがいいのかということだったら、その額について記載しないといけないということですか。事務局、どうですか。

事務局。

○事務局次長（小林忠之君） 先ほど、もちろんこの今、1人当たり1,500円という表記なのですけれども、もしあれだったらこっちのほうを昼食代とか入れて、実費にしてしまうか。かかった金額みたいにしてしまうかというのはできますけれども、ただ、そうするとあれなので、もしあれだったら、またこの1人当たりではなくて、総額幾らにするかにしてもらえれば大丈夫かなという気はします。

○議長（細谷光弘君） 総額は人数が。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

これは、金額は入れなければいけないのですか。

○議長（細谷光弘君） 事務局長。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○事務局長（小林豊明君） すみません。事務局としては金額が入っていたほうがやりやすいことはやりやすいです。ただ、いろいろご意見あると思いますので、決めないで、常識層といいますか、範囲内というのであれば、そのようにはさせていただきますけれども。

○議長（細谷光弘君） 例えばこの1,500円というのを2,000円にしたとしても、わざわざ2,000円までどうしても使うということではないと思うのです。吉村さん、2,000円だからって2,000円目いっぱい食べなければいけないということではないので、やっぱりその場所場所の事情によって、それは1,300円で食べられる店もあるかもしれないし、1,600円の店もあるかもしれないし、そういった対応をしやすいようにということでは上げてさせていただくという面で、もう1,700円とかいうふうに区切らないで、2,000円なら2,000円とやってもらったほうが何かいいのかなという気がするのですが、どうですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

実際には物価が上がっていますから、その上げるということはやむを得ないと思うのですけれども、しかし、町民に対して、もっともっと暮らしをよくして、私たちのほうで暮らしをよくして、目に見えて暮らしがよくなっているのならいいのですけれども、現実的にはみんな厳しいですよ。そういう中で、議員のそこところを私としてはもし事務局が1,700円ではできませんと言うのなら2,000円にしてもいいのですけれども、1,700円でできるのだったら1,700円にしてもらいたいと思います。

○議長（細谷光弘君） 事務局長。

○事務局長（小林豊明君） すみません。今回たまたま議会運営委員会の視察で、視察場所の近くで昼食をということで探していたところ、なかなか1,500円で見つからなかったという経緯がございまして、ちょっとご相談をさせていただきました。どうしても例えば1,500円ということで、このままでいくということであれば、その範囲内のお店を探すということで事務局のほうはできますので、その辺は議員皆さんでどうするかというのはちょっとお話しいただければと思います。

○議長（細谷光弘君） 何かご意見ございますか。

私としては、その2,000円という話があったので、2,000円になっているからって、2,000円食べるわけではないので、分かると思いますけれども、そこら辺を皆さんがご理解していただいて、総枠で調整いただければ、安いもの食べる人もいるかもしれないし、どうしても食べられないものがある人もいらっしゃるかもしれないので、そこら辺で変えてもらえれば。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） では、一任で大丈夫ですか。

〔「はい」「一任します」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） では、そこら辺、正副で、事務局と話して決めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それと、最後なのですが、皆様にメールで送らせていただきました。10月10日にメールでもお知らせしました町長と議長と副議長の話合いの中で、「広報みよし」における記事におきまして、非常に議会軽視といえますか、そういった部分がありましたので、我々2人で嚴重に抗議をさせていただきまして、すぐにホームページ、また広報につきましては、来月号に修正の記事を書いていただくということでお送りしたとおりなのですが、その対応についてまだそういったことで皆さん収まってというか、それでよろしいのか、またそれとも議会全体で何かしら対応していくという考えもあるのか、そこら辺も町長本人は気づかなかったみたいな話で、大変謝ってしまして、それですぐに課長を呼んで説明をさせたのですが、課長はあまり分かってなかったようだったのですが、本当にこれにつきましては、まだ議案も上がっていないし、そういった中でもう決定されたような表現で広報に書くということは地方自治法に照らし合わせても非常におかしなことなので、嚴重に我々2人で抗議はさせていただきましたが、そちらで皆さん納得していただければ、それでおしまいというか、させていただきたいと思うのですが。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

この件に関しては別にどうこう言うつもりはないのですけれども、その記事のチェック体制というのはどうなっているのですか。

○議長（細谷光弘君） チェック体制、何か町長は特集しか俺はチェックしていないというようなお答えだったのです。分からない。本当かどうかは……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） そうではなくて、そういうお答えではあったのです。それで、自分で見ても、やっぱりこれはおかしいではないかという話で、すぐ課長をお呼びになって、叱ったというか、説明はしたのですが、ちょっとチェック体制についてまではしっかりと聞いていなかったのです。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） この件については、本当に議長と副議長がもうすぐにこの件について行動していただきましたので、いや、本当によかったなというふうに思っております。一議員からこうやって来たから、議長、副議長、動いてみたいな話ではなく、本当にこの議長、副議長が率先してこの件については町長のほうに解決を求めて動かれたので、議員としては私は本当に頼もしいなと思いましたが、これでよろしかったのかなと思っています。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかにご意見ございますか。

牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

正副議長がすぐに対応したということなのですが、議会だよりを1回見て、その情報でもうインプットされて止まっている人っていると思うのです。町もXであるとか、あとインスタグラムであるとか、そういった媒体も持っていますので、そういったほうでも一応お知らせしたほうがいいのではないかと思うの

ですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（細谷光弘君） そちらについては、まだはっきり、うちのほうとしてはまず広報を、まずホームページのほうをすぐ直すという話になって、すぐ直していただいたのですが、その後、いろいろご意見はございましたので、またそこら辺をちょっと変えさせていただいて、直してまた上げていただいたということで、あと広報のほうはやっていただけるという話。

〔「11月号でという話」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） ええ、11月の広報についてはやっていただけるということで、もしそのXとか、その他につきましても、ご意見、町のその広報媒体についてお知らせするように、では再度提案してみますので、よろしく願いいたしたいと思います。

ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

議長と副議長で対応していただいたというのは本当にいいことで、やっぱり議会軽視も甚だしいことですから、やっぱりただ、今度は11月号の広報にはおわびとして出していくので、もうそれは当然のことだと思いますけれども、もうお話しするだけではなくて、議長のほうからこういったことについて町長のほうにやっぱり文章で提出していただきたいと思います。その辺はそうしていただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（細谷光弘君） いろいろ調べますと、方法としては、皆さんで決議を誰かしていただいて、決議で議決するみたいな抗議体制もありますし、抗議決議です。または私の名前で抗議文という形で再度町長に文章として残すために、そういったものを送る、送付するというのもございますけれども、そこまでのほうがよければあれなのですけれども、どう思いますか。何もやってくれなかったら、本当にあれなのですけれども、本当はもう1日に気づいて、すぐ言いたかったのですけれども、話合いがあるので、その場で、それまで誰も何も私のほうにおっしゃってこなかったものですから、そのときに言おうと思っていたので、そこら辺について。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

議長の判断で、それはとてもいいことですし、やっぱり口頭だけではなくて、ちゃんと抗議文として議長から出していただきたい。それはあまりにも議会軽視のところなので、きちっと文章で出しておいていただきたいと思います。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員はそういうご意見なのですが、皆さん、私一人を出すのは、それは簡単に自分で出す場合は簡単にできる。決議が要らないので、皆さんが賛成すれば出せますけれども、そちらについては皆さんどうお考えなのか。そこまでしなくてもいいではないかというご意見もございますけれども、どうですか。ご意見ある人いらっしゃいますか。

牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

今回のことはすぐに訂正というか、そういったおわびは出されたのですけれども、今後その広報のやり方として、町が強く進めたい事業に関して、先走った表現というのがこれからも出てこないとも限らないので、

一度議会としてしっかり意思表示をされたほうがいいと思うので、議長からでも抗議文は出していただければと思います。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかはどうですか。2人は出したほうがいいというお話なのですが。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

もうこれで終了でいいと思います。

○議長（細谷光弘君） 暫時休憩いたします。

（午前11時49分）

---

○議長（細谷光弘君） それでは、再開いたします。

（午後 零時02分）

---

○議長（細谷光弘君） 皆様のご協議で、今回の広報の記事につきまして、議会として議長名で抗議文ではなく、申入書ということで、今後の再発防止等につきまして約束というか、しっかりしていただきたいというような文章で正副一任で出させていただきますので、それについて皆さんご了解いただければということで、よろしく願いいたします。

それで、もうその他は私は終わったのですが。

事務局。

○事務局長（小林豊明君） すみません。ちょっと事務局から時間過ぎてしまって申し訳ございません。

12月定例会で補正をちょっと考えております。職員人件費の時間外手当について、もうほぼなくなっ  
てしまいましたので、12月定例会、5号補正で補正のほうを上げさせていただければと考えておりますので、  
お知らせさせていただきました。

○議長（細谷光弘君） それでは、ほかにないようでしたら、これで締めさせていただきますと思います。

事務局のほうにマイクをお返しします。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（小林豊明君） 皆様、お疲れさまでございました。

閉会につきまして、桃園副議長よりよろしく願いいたします。

○副議長（桃園典子君） 長時間にわたりましてご協議いただきました。大変にありがとうございました。

各委員会のほうからは避難訓練の詳細、このことのご意見たくさん出ましたので、また委員会のほうで再  
検討していただく流れとなります。議会報告会も皆さん準備を滞りなくよろしく願いいたします。

また、議運のほうで諮っていただきましたけれども、一般質問の資料の提出に関しては、通告と同様の期  
日、2日目の夕方5時までという確認をいただきましたので、よろしく願いいたします。

また、最後ご協議いただきました部分ですが、議会からの申入れということで、今後の再発防止のそ  
うい  
う申入れをさせていただくということをご報告を申し上げます。

以上で協議を終わります。長時間大変にありがとうございました。お疲れさまでした。

(午後 零時04分)